

つくし野三丁目地区街づくりプラン

建築物等のルールに関する解説



●地区街づくりの概要

地区街づくりとは、身近な生活圏（地区）を舞台に、地区の住民等が主役となり、自分たちの街を考え、地区住民等の多数の合意を前提とした独自の計画やルールをつくり、より良い街づくりを実現していこうとする取り組みです。

この独自の計画やルールのことを「地区街づくりプラン」と呼び、「町田市住みよい街づくり条例」に基づき、地区住民等がまとめたものを市へ提案し、市がこれを踏まえて策定するものです。

この地区街づくりプランは都市計画マスタープランを実現するために策定するものであり、当該地区における都市計画マスタープランのまちづくりの方針は「戸建住宅を主体とする住宅地の良好な住環境の保全や形成」となっており、現在の住環境の保全及び形成を目的としてこの地区街づくりプランを策定します。

●地区街づくりの経緯

つくし野三丁目は、1977年（昭和52年）以来、「建築協約」により、良好な住環境が保たれてきました。しかし、住宅地として街が成熟していく一方で、少子高齢化に伴う空き家の増加、防犯・防災など街づくりに関する様々な問題点が浮上してきました。

そこで、現在の住環境を維持するとともに、より住みやすい街を実現するため、2005年に発足した「つくし野三丁目自治会街づくりを考える会（以下、考える会という。）」